

## 水戸市休日の地域クラブ運営業務委託仕様書

### 1 委託業務名

水戸市休日の地域クラブ運営業務委託

### 2 委託業務の目的

本業務委託は、本市における休日の部活動を地域クラブ活動へ展開するにあたり、その運営業務の一部を外部に委託することにより、効率的かつ効果的な事業運営を図るものである。これにより、水戸市立小中学校及び義務教育学校（以下「水戸市立小中学校等」という。）に在籍する児童生徒が将来にわたり、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するとともに、学校における働き方改革を推進し、児童生徒の学習環境をはじめとする水戸市立小中学校等の教育環境を改善することを目的とするものである。

### 3 委託期間

本業務委託は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約とする。

- ① 契約期間を契約日から令和11年3月31日までとする。
- ② 履行期間を令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

ただし、委託者は、翌年度以降において、委託者の本業務委託に係る予算の金額について、減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。また、履行期間の始期の属する本業務委託の予算の議決が得られなかったときは、効力を失うものとする。

### 4 対象種目及び対象校等

No.	対象種目	対象校	地域クラブ活動場所
1	陸上	第三中学校、緑岡中学校、第四中学校、赤塚中学校、見川中学校、笠原中学校、千波中学校	※検討中
2	水泳	見川中学校、笠原中学校	
3	器械体操	第二中学校、第四中学校	
4	バスケットボール	第一中学校、第二中学校、第三中学校、緑岡中学校、第四中学校、赤塚中学校、第五中学校、見川中学校、双葉台中学校、笠原中学校、石川中学校、千波中学校、常澄中学校、内原中学校	
5	バレーボール	第一中学校、第二中学校、第三中学校、緑岡中学校、第四中学校、赤塚中学校、第五中学校、見川中学校、双葉台中学校、笠原中学校	

		校, 千波中学校, 常澄中学校, 内原中学校	
6	ソフトテニス	第一中学校, 第二中学校, 第三中学校, 緑岡中学校, 第四中学校, 飯富中学校, 赤塚中学校, 第五中学校, 見川中学校, 双葉台中学校, 笠原中学校, 石川中学校, 千波中学校, 常澄中学校, 内原中学校, 国田義務教育学校	
7	サッカー	第一中学校, 第二中学校, 緑岡中学校, 第四中学校, 赤塚中学校, 第五中学校, 見川中学校, 双葉台中学校, 笠原中学校, 石川中学校, 千波中学校, 常澄中学校, 内原中学校	
8	ソフトボール	第三中学校, 第四中学校, 赤塚中学校, 第五中学校, 見川中学校, 双葉台中学校, 常澄中学校	
9	軟式野球	第一中学校, 第二中学校, 第三中学校, 緑岡中学校, 第四中学校, 飯富中学校, 赤塚中学校, 第五中学校, 見川中学校, 双葉台中学校, 笠原中学校, 石川中学校, 千波中学校, 常澄中学校, 内原中学校, 国田義務教育学校	
10	卓球	第一中学校, 第二中学校, 第三中学校, 緑岡中学校, 第四中学校, 飯富中学校, 赤塚中学校, 第五中学校, 見川中学校, 双葉台中学校, 笠原中学校, 千波中学校, 常澄中学校, 内原中学校, 国田義務教育学校	
11	柔道	第四中学校, 見川中学校, 笠原中学校, 千波中学校	
12	剣道	第一中学校, 第二中学校, 緑岡中学校, 第四中学校, 赤塚中学校, 第五中学校, 見川中学校, 笠原中学校, 石川中学校, 千波中学校, 内原中学校, 国田義務教育学校	
13	弓道	第二中学校, 千波中学校, 内原中	

		学校	
14	レスリング	第四中学校	
15	吹奏楽	第一中学校, 第二中学校, 第三中学校, 緑岡中学校, 第四中学校, 赤塚中学校, 第五中学校, 見川中学校, 双葉台中学校, 笠原中学校, 石川中学校, 千波中学校, 常澄中学校, 内原中学校, 三の丸小学校, 常磐小学校, 千波小学校	
16	合唱	第四中学校	
17	金管バンド	笠原小学校	
18	マーチングバンド	浜田小学校, 石川小学校	

※小学校は中学校文化部の環境整備完了後。

※対象種目及び対象校は児童生徒の活動実態により変更する場合がある。

## 5 委託業務の内容

受託者は、休日の地域クラブ活動の運営を担うため、以下の業務を遂行する。

### (1) 指導者、児童生徒、保護者及び学校等との連絡調整

受託者は、指導者、児童生徒、保護者及び学校等が相互に円滑な連絡及び情報共有が行えるよう、電子メール、アプリケーション、ポータルサイト等の適切なツールを活用すること。また、活動中及び自宅から活動場所への往復時のトラブル（怪我や事故、児童生徒同士のトラブルなど）について、対応窓口を設置し、保護者及び関係者に速やかに報告するとともに、必要な措置を行うこと。

### (2) 活動計画の共有

受託者は、地域クラブ活動の実施にあたって、毎月の活動計画（日時、場所、内容等）を取りまとめ、関係学校、保護者、指導者及び委託者に対して事前に共有すること。計画の共有方法については、電子メール、アプリケーション、ポータルサイト等の手段を適宜活用すること。

### (3) 参加申込の受付及び保護者が負担する費用（受益者負担）の徴収・管理

受託者は、地域クラブ活動に参加を希望する児童生徒の参加申込を受付けるとともに、保護者が負担する費用（受益者負担）の徴収、入金管理、返金対応等の経理業務を適切に行うこと。受益者負担については、指導者へ支払う謝金と地域クラブ活動に参加する児童生徒の保険料、連絡ツール等のシステム使用料に充てることを基本とする。その他の受益者負担が必要なものについては、委託者と受託者が協議して定めることとする。

### (4) 指導者の勤怠管理及び報償金の支払業務

受託者は、委託者が配置した指導者の勤怠を管理し、あらかじめ市が定めた基準に基づく報償金の支払い手続きを行うこと。また、その費用は、委託者が受託者に支払う業務委託料と、受託者が得る受益者負担の実費収入をもって充てるものとする。

#### (5) 児童生徒及び指導者の保険加入事務

受託者は、地域クラブ活動に参加する児童生徒が、活動中及び自宅から活動場所への往復時の事故やケガに備えた賠償責任保険、傷害保険（スポーツ安全保険又はそれと同等の保険）に加入できるよう、保険契約の手続きを行うものとする。また、指導者に対しても、同様に賠償責任保険、傷害保険に加入できるよう、保険契約の手続きを行うものとし、保険契約が適切に履行されるよう責任をもって運営管理を行うこと。

#### (6) 報告書の作成業務

受託者は、年度途中及び年度終了後に、当該年度における地域クラブ活動の実施状況について取りまとめ、委託者に対して活動報告書を提出する。活動報告書には、委託費の精算に必要な経費、活動回数、参加人数、指導者の配置状況等の活動実績を記載すること。

#### (7) 運営資料作成業務

受託者は、委託者から求められた運営に係る資料を作成すること。

#### (8) その他、委託者が必要と認める業務

地域クラブ活動の円滑な運営を図るため、委託者が必要と認める業務について、委託者と協議の上、委託内容の範囲内で対応すること。

### 【事務分担表】

	委託業務	業務の詳細	責任者	
			委託者	受託者
1	指導者、児童生徒、保護者及び学校等との連絡調整	指導者、児童生徒、保護者間の連絡ツール等による連絡調整、問い合わせ対応		<input type="radio"/>
		活動中及び自宅から活動場所への往復時のトラブル（怪我や事故、児童生徒同士のトラブルなど）についての窓口対応、情報共有		<input type="radio"/>
		重大なトラブル（救急搬送を伴うような事故等）の現地対応 ※受託者は委託者へ引き継ぐまで対応	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2	活動計画の共有	学校施設の利用予定を考慮した活動可能日の設定	<input type="radio"/>	
		各地域クラブの活動計画の取りまとめ、共有（関係学校、保護者、指導者及び委託者）		<input type="radio"/>
3	参加申込の受付及び受益者負担の徴収及び管理	参加者の募集（周知・広報等）	<input type="radio"/>	
		参加申込の受付及び受益者負担の徴収・管理		<input type="radio"/>
4	指導者の勤怠管理及び報償金の支払業務	指導者の確保及び地域クラブへの配置	<input type="radio"/>	
		指導者の勤怠管理及び報償金の支払		<input type="radio"/>

5	児童生徒及び指導者の保険加入事務	スポーツ安全保険等の加入事務及び対応		○
6	報告書の作成業務	活動報告書の作成、提出		○
7	運営資料作成業務	運営に係る資料作成		○
8	その他	地域クラブ活動の円滑な運営を図るためにその他の業務	協議	

## 6 地域クラブ活動実施要件

### (1) 活動場所

市内の学校施設を利用するなどを原則とする。これ以外の施設等を使用する場合には、移動や施設利用に関する費用等について、指導者は受託者に報告した上で、指導者と保護者で協議し、理解を得た上で実施する。

### (2) 活動日の取扱い

#### ① 活動開始日及び最低活動回数について

令和8年9月5日を活動開始日とし、令和8年度は年間21回以上の活動日を設定する。ただし、体育館及び武道場を使用する対象種目については、令和8年度に体育館及び武道場の空調設備工事が予定されていることから、年間15回以上とする。

また、令和9年度以降については、年間36回以上の活動日を設定する。なお、活動日のうち、大会の引率等については、原則として年間12回以内で設定する。

#### ② 1回あたりの活動時間等について

1回あたりの活動時間は、原則として3時間以内とし、2名の指導者が指導にあたる。

#### ③ 活動日の決定について

委託者は、体育館やグラウンド等の利用予定について学校と協議を行い、前月15日までに翌月の活動可能日を決定し、受託者へ報告する。受託者は各地域クラブの指導者にその旨を報告する。

#### ④ 指導実施困難が見込まれる場合の対応について

活動日決定後にあっても、指導者の体調不良や、活動の安全性が担保できない場合（風水害をはじめとした災害発生時、感染症の流行、暑さ指数（WBGT）が高く熱中症発生の危険性が高い場合など）は、原則、指導者の判断で活動を中止することができる。

### (3) 活動参加者

休日の地域クラブ活動への参加を希望する、市内に住所を有し小中学校等に在籍する児童生徒、又は市外に住所を有し水戸市立小中学校等に在籍する児童生徒とする。

### (4) 緊急対応

活動中の事故等緊急対応のため、受託者はあらかじめ対応マニュアル、連絡体制を整備し委託者へ提出すること。また、内容について委託者と協議すること。

### (5) 問合せ窓口の設置

本業務委託の契約期間中は、委託者、指導者、保護者及び学校等から問合せを受け付ける窓口を設置すること。なお、保護者等からの問合せ・相談があった場合には責

任をもって対応すること。

## 7 個人情報の取扱い等

### (1) 個人情報の取扱い

- ① 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、委託業務に係る個人情報について適正に取り扱わなければならない。
- ② 受託者は、委託業務に係る個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理を行うために必要な体制を整備し、当該苦情の適切かつ迅速な処理を行わなければならない。
- ③ 受託者は、委託業務に関する個人情報の取扱いに係る事務の執行に当たり、委託者の指示があった場合には、これに従うものとする。
- ④ 受託者は、委託業務に係る保有個人データについて、個人情報の保護に関する法律に基づく開示、訂正及び利用停止に係る決定又は不作為に対し、請求者から苦情があった場合には、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

### (2) 情報公開の取扱い

受託者は、水戸市情報公開条例（平成 13 年水戸市条例第 4 号）に準じ、委託業務に関し保有する文書を公開するために必要な規程を整備し、これを実施すること。

### (3) 守秘義務の遵守

受託者又は委託業務に従事する職員若しくは職員であった者は、業務上知り得た内容を第三者に漏らし、また、自己の利益のために使用しないこと。契約期間が終了した後も同様とする。

## 8 損害の賠償

受託者は、本委託業務の履行中に生じた諸事故等により、委託者及び第三者に損害等を与えた場合は、受託者が責任を負うこと。

## 9 見積額に含まれる経費

概算見積限度額には、委託業務の実施に係る一切の費用（人件費、報償費、指導者交通費、保険料、その他地域クラブ活動の運営に必要な経費等）を含むものとする。

なお、委託料の額は、本委託業務に要する費用から、保護者が負担する費用（受益者負担）を控除した額とする。

## 10 委託契約の解除

委託者は、受託者が行う委託業務の適正を期すため、次に掲げる事由に該当する場合は、委託契約を解除することができる。

- (1) 受託者が、委託者が行う報告の要求、実地調査又は必要な指示に従わないとき。
- (2) 受託者による運営を継続することが適当でないと委託者が認めたとき。

## 11 その他

- (1) 受託者は、準備期間（令和 8 年 4 月から 8 月まで）に委託者及び学校等と入念な打合

せを行うこと。打合せの場所については、委託者等と協議の上、決定するものとする。  
また、準備に要する費用については、受託者が負担すること。

- (2) 業務委託仕様書の内容は、委託者・受託者協議の上、追加又は変更できるものとする。
- (3) 契約期間の終了等により、次期受託者が異なった場合は、引継ぎ期間を設け、次期受託者が円滑に業務に当たることができるよう引継ぎを行わなければならない。特に、必要な書類、データ等は遅延なく提供することとし、運営に必要な事項に関しては、遗漏がないよう十分留意すること。
- (4) 受託者は、委託業務の全部又は一部を他に委託してはならない。ただし、書面により委託者の承認を得た場合は、この限りでない。

## 12 協議事項

本仕様書の内容に定めのない事項は、委託者・受託者協議の上、決定するものとする。